

## 令和6年秋の全国交通安全運動埼玉県実施要綱

埼玉県

### (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

#### ア 歩行者の交通事故防止対策

- (ア) 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の服装等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- (イ) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (ウ) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- (エ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- (オ) 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

#### イ 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- (ア) 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- (イ) 歩行中幼児・児童（小学生）の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- (ウ) 安全に道路を通行することについて、日常生活における保護者等から幼児・児童（小学生）への教育を促す取組の推進
- (エ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

### (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

#### ア 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

- (ア) 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- (イ) 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯を促す取組の推進
- (ウ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の促進
- (エ) 自動車運送業を始めとする事業者による従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起を促す取組の推進

#### イ 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策

- (ア) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

(イ) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を促す取組の推進

(ウ) 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性に関する広報啓発の推進

#### ウ 飲酒運転の根絶

(ア) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

(イ) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

#### エ 妨害運転等の防止対策

(ア) 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

(イ) ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

#### オ 高齢運転者の交通事故防止

(ア) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下するなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

(イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

(ウ) 運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

#### カ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(ア) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

(イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

(ウ) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

#### キ 二輪車の交通事故防止対策

(ア) 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

(イ) 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

### (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

#### ア 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

(ア) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発

の推進

- (イ) 夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
  - (ウ) 幼児同乗中自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
  - (エ) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
  - (オ) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- イ 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール（ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化）の周知
- (ア) 車道通行の原則，車道は左側通行，歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
  - (イ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか，夜間の無灯火走行，飲酒運転，二人乗り，並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
  - (ウ) スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転，イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
  - (エ) 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
  - (オ) 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定（令和6年5月24日に公布され6月を超えない範囲内に施行される，ながらスマホ及び酒気帯び運転に対する罰則の創設）についての周知
- ウ 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (ア) 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底及び被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
  - (イ) 販売事業者，シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用に関する広報啓発の推進

《埼玉県重点：自転車乗車時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守》

令和5年中の自転車乗用中の交通事故死者のうち，約6割が頭部に致命傷を負っていることから，自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど，全ての自転車利用者のヘルメット着用を促進する。

さらに，自転車乗用中の交差点関連を含む法令違反が依然として多いことから，「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守と道路交通法の一部を改正する法律による「ながらスマホの禁止」や「酒気帯び運転に対する罰則の創設」について広報啓発を推進する。

《埼玉県重点：二輪車乗車時のプロテクター着用促進と交通事故防止》

令和6年6月末時点で県内における交通死亡事故の特徴は、二輪車乗用中の交通死亡事故が多いことが挙げられる。

令和5年中の二輪車乗用中の交通事故死者のうち、6割以上が胸部または頭部に致命傷を負っており、9割以上がプロテクター非着用であった。

二輪者乗車時の胸部及び頭部保護の重要性とプロテクター及びヘルメットの正しい着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど、全ての二輪車利用者のプロテクター及びヘルメットの正しい着用を促進し、二輪車の特性に応じた交通事故防止を推進する。

#### 《埼玉県重点:横断歩道における歩行者優先の徹底》

交通事故死者のうち歩行者が占める割合が高いことから、ドライバーの歩行者保護意識を向上させる必要があるが、依然として横断歩行者の事故が多発している状況にある。また、信号機のない横断歩道において横断しようとしている歩行者がいる場合に横断歩道手前で停止する自動車の割合が低い実態がある。埼玉県では、ドライバーが常に歩行者への思いやりの意識を保持し、横断歩道における歩行者の優先が徹底されるように周知を図る。

さらに、信号機のない横断歩道での歩行者優先の交通ルールの周知、啓発を促進し、合わせて思いやりやゆとりのある運転の促進と歩行者の横断歩道横断時における手を上げるなどハンドサインを励行して意思表示を促進する。